

# 高齢者世帯等雪下ろし支援事業補助金の流れ

## ① 事前登録※



緊急の利用に対応できるよう、**事前に登録**をしていただきます。（※前年度登録されている方は不要です）  
窓口は、市役所1階 福祉企画課です。  
総合支所の健康福祉係に提出いただいても結構です。

**民生委員による代行申請が可能です。**



■実際に雪下ろしが必要になったら・・・

## ② 見積もり依頼



**酒田飽海建設総合組合（35-2880）** または  
**山形県建設業協会酒田支部（33-0702）** へ  
直接電話で雪下ろし見積りを依頼します。  
組合・協会がお近くの業者を手配します。  
手配された業者から**見積りをもらいます。**

## ③ 補助金交付申請

経費負担のわかる**計画書**と**見積書**を添付して申請していただきます。  
窓口は総合支所健康福祉係、市役所福祉企画課です。  
（記入方法がわからない場合は、お気軽にご相談ください）

**民生委員による代行申請が可能です。**

経費負担計画書(例)は・・・

本人負担	〇〇〇円
市補助金	〇〇〇円
協会・組合協力	〇〇〇円
計	〇〇〇円

このような様式になります

## ④ 正式依頼⇒実施



見積りをもらった業者に、正式に雪下ろしを依頼します。

## ⑤ 雪下ろし完了

### 受領委任の場合

#### ⇒自己負担分を支払い

雪下ろしが完了したら、**自己負担分の金額**を実施事業者へ支払います。  
請求書と領収書を忘れずにもらってください。

### 受領委任を使わない場合

#### ⇒全額を支払い

雪下ろしが完了したら、**全額**を実施事業者へ支払います。  
請求書と領収書を忘れずにもらってください。

## ⑥ 実績報告・市へ請求

請求書と領収書、委任状を添付して実績報告を提出します。  
⇒市が事業者へ補助金分を支払い。

請求書と領収書を添付して実績報告を提出します。  
⇒市が利用者へ補助金を支払い。

↑ほぼ同時に進めることとなります↓

# 高齢者世帯等雪下ろし支援事業補助金について

## 制度の内容はどのようなもの？

高齢者世帯等の積雪による被害を未然に防止するため、雪下ろしにかかる費用に対して補助金を交付する制度です。

補助金の額は、雪下ろしにかかった費用の 1/2 以内とし、25,000 円を上限とします。  
(原則として1年に3回まで)

例：雪下ろしにかかった費用は全部で2万4千円だった。

- 1万2千円→市で補助金を交付します。
- 残り1万2千円→皆さんが雪下ろし業者へ支払います。

## どういう人が対象になるの？

自力で雪下ろしが困難で、次の①～③すべてを満たす世帯となります。

- ①おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯、その他援助が必要と認められる世帯で、虚弱、病弱等の理由により自ら住居の雪下ろしをすることが困難で、かつ、親類縁者等による援助も期待できない世帯。
- ②当該年度の住民税が非課税である世帯。
- ③生活保護法による被保護者でない世帯。

## 補助金の対象になる作業は？

- ・現に居住している住宅の屋根からの雪下ろし（借家は除きます）
- ・玄関前、通路等に下ろした雪等の生活上必要最小限の片付け

## どうやって申し込むの？

**事前に登録が必要です。**

「登録申請書」（様式第1号）に記入の上、酒田市福祉企画課地域福祉係または各総合支所健康福祉係へ提出してください。民生委員による代行申請も可能です。**なお、前年度に登録されている方は不要です。**

事業の流れは、裏面をご覧ください。

■お問合せ先■

酒田市福祉企画課地域福祉係 TEL 26-5731